

育成料減免額の決定方法について

| 世帯の所得区分 | 育成料 | 延長加算 |
|--|---------|---------|
| 生活保護世帯 平成 29 年度「育成料減免基礎額」が 0 円の世帯で母子・父子世帯 | 0 円 | 0 円 |
| 平成 29 年度「育成料減免基礎額」が 0 円の世帯 | 2,000 円 | 3,000 円 |
| 平成 29 年度「育成料減免基礎額」が 6 万円未満（0 円を除く）の世帯 | 4,100 円 | 3,000 円 |
| 平成 29 年度「育成料減免基礎額」が 6 万円以上 12 万円未満の世帯 | 6,100 円 | 3,000 円 |

◀ 「育成料減免基礎額」の計算方法 ▶

$$\text{平成 29 年度市民税所得割の額 (※)} - (A \times 330,000 + B \times 120,000) \times 6\%$$

A：年少扶養控除対象者の人数

B：特定扶養控除上乘せ分対象者の人数

※「給与所得等に係る市・県民税 特別徴収税額の決定通知書」または「課税証明書」で確認できます。
「源泉徴収票」ではありません。

（平成 29 年度市民税課税における扶養親族の年齢は、平成 28 年 12 月 31 日時点の年齢です。）
年少扶養親族：平成 13 年 1 月 2 日～平成 28 年 12 月 31 日生まれ
特定扶養控除上乘せ分：平成 10 年 1 月 2 日～平成 13 年 1 月 1 日生まれ

上記の「特定扶養控除上乘せ分」に該当する親族を扶養されていた場合（別居も含む）は、減免申請書の扶養親族記入欄に 16 歳～18 歳（平成 28 年 12 月 31 日現在）の方の名前、生年月日を記入してください。記入が無い場合は、正しく計算できないため、育成料の減免ができない（又は本来の額より高い金額となる）場合があります。

■ 「育成料減免基礎額」について

本市では市民税の所得割の額から育成料減免額を決定しておりましたが、平成 22 年度の税制改正において下記の扶養控除が廃止され、19 歳未満の親族を扶養されている方の市民税の所得割の額が高くなることとなりました。この税制改正によって利用者にかかる負担が大きくなることのないよう、上記の「育成料減免基礎額」から育成料減免額を決定することとしております。

（参考 平成 22 年度税制改正により廃止になった扶養控除額）

- ・年少扶養控除：16 歳未満（0～15 歳）の扶養親族 1 人あたり 330,000 円
- ・特定扶養控除上乘せ分：16～18 歳の扶養親族 1 人あたり 120,000 円